

学校法人新潟福祉医療学園 寄附行為

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、学校法人新潟福祉医療学園と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を新潟県新潟市西区榎尾 1425 番地に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、私立専修学校（以下「学校」という。）を設置し、地域社会の生活・文化の発展と福祉の増進に寄与する人材を育成する教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる専修学校を設置する。

- (1) 日本福祉医療専門学校
(教育・社会福祉専門課程)
- (2) 新潟保健医療専門学校
(医療専門課程)

(収益事業)

第 5 条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

- (1) 附帯教育事業
- (2) 書籍・文房具小売業
- (3) 各種食料品小売業
- (4) 出版業
- (5) 請負業

第 3 章 役員及び理事会

(役員)

第 6 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 9 名
 - (2) 監事 2 名
- 2 理事のうち 1 名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長を解任するときも、同様とする。
- 3 理事長が必要と認めるときは、理事のうち 1 名を副理事長とし、理事長が選任する。副理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第 7 条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 日本福祉医療専門学校及び新潟保健医療専門学校の校長のうちから理事会において選任した者 1 名
 - (2) 評議員のうちから、評議員会において選任した者 2 名
 - (3) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 6 名
- 2 前項第 1 号及び第 2 号に規定する理事は、校長又は評議員の職を退いたときは理事の職を失うものとする。

(監事の選任及び職務)

第 8 条 監事は、この法人の理事又は校長、教員その他の職員（以下「職員」という。）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者の中から、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

- 2 監事は、次の号に掲げる職務を行う。
- (1) この法人の業務を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 ヶ月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (4) 第 1 号又は第 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを新潟県知事に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
 - (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(親族関係者等の制限)

第9条 この法人の理事のうちには、各理事について、その親族その他特殊な関係がある者が1人を越えて含まれてはならない。

2 この法人の監事には、この法人の理事若しくはその親族その他特殊な関係がある者又は職員が含まれてはならない。

3 この法人の監事は、相互に親族その他特殊な関係がある者であってはならない。

(役員任期)

第10条 役員(第7条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。)の任期は、4年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(役員補充)

第11条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1か月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第12条 役員が次の各号の1に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(3) 職務上の義務に著しく違反したとき。

(4) 役員たるふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(役員報酬)

第13条 役員は、その地位について報酬を受けることができない。ただし、常勤役員は、この限りではない。

(理事会)

- 第 14 条 この法人に、理事をもって組織する理事会を置く。
- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の 3 分の 2 以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 7 日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の 7 日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第 4 項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 9 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き議決することができない。ただし、第 12 項の規定による除籍のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 10 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 12 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

- 第 15 条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(理事長の職務)

- 第 16 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の代表権の制限)

- 第 17 条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第 18 条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ指定された理事が、順次その職務を代理し又はその職務を行う。

(理事会の議事録)

第 19 条 理事会の議長は、理事会の開催の場所、日時、議決事項その他必要な事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した理事全員が署名押印し、常にこれを事務所に備えておかなければならない。

(会長・名誉会長・顧問)

第 20 条 この法人に、会長並びに名誉会長及び顧問をおくことができる。

2 会長は、創立者又はこの法人の理事長を 12 年以上つとめた者とする。

3 名誉会長及び顧問は、この法人に特別功労のあった者又は学識経験者のうちから理事長が理事会の意見を聞いて理事長が委嘱する。

4 会長・名誉会長・顧問は、この法人の業務について理事長の諮問に答える。

5 会長・名誉会長・顧問は、理事会並びに評議員会に随時出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることができない。

第 4 章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第 21 条 この法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、19 名の評議員をもって組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 理事長は、評議員総数の 3 分の 1 以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。

5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の 7 日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

7 評議員会に議長を置き、議長は評議員のうちから評議員会において選任する。

8 評議員会は、評議員数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、議決しようとする特定事項について、書面によりあらかじめ

め意思を表示した者は、出席者とみなす。

9 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

10 議長は評議員として議決に加わることができない。

(諮問事項)

第 22 条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 予算、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入を除く。)及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (2) 事業計画
- (3) 予算外のあらたな義務の負担又は権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併
- (6) 解散(合併又は破産による解散を除く。)
- (7) 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産の帰属者の選定。
- (8) 収益事業に関する重要事項
- (9) 寄附金品の募集に関する事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認める事項

(評議員会の意見具申等)

第 23 条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第 24 条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 日本福祉医療専門学校及び新潟保健医療専門学校の校長のうちから理事会において選任した者 1 名
- (2) この法人の職員のうちから、理事会において選任した者 5 名
- (3) この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢 25 歳以上の者のうちから、理事会において選任した者 2 名
- (4) 評議員から選任された理事以外の理事 3 名
- (5) この法人に関係ある学識経験者及び功労者(職員及びこの法人の設置する学校を卒業した者を除く。)で、評議員の過半数により選任された者 8 名

- 2 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(評議員の解任及び退任)

第25条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

- 2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了。
- (2) 辞任。

(準用規定)

第26条 第9条第1項及び第13条の規定は、評議員について準用する。

(任期)

第27条 評議員の任期は、4年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は、再任されることができる。
- 3 評議員は、任期満了ののちでも、その後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(議事録)

第28条 第19条の規定は、評議員の議事録について準用する。

この場合において、同条第2項中「出席した理事全員」とあるのは、「議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員2名以上」と読み替えるものとする。

第5章 資産及び会計

(資産)

第29条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要す

る資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入される財産とする。

- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入される財産とする。
- 4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入される財産とする。
- 5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産及び収益事業用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第 31 条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

- 2 前項の規定は、運用財産中の不動産及び積立金等の目的以外の処分について準用する。

(積立金の保管)

第 32 条 基本財産及び運用財産中の積立金は、理事会の議決により、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし若しくは定期郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第 33 条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生じる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会 計)

第 34 条 この法人の会計は、学校法人会計基準(昭和 46 年文部省令第 18 号)により行う。

- 2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計(以下「学校会計」という。)及び収益事業に関する会計(以下「収益事業会計」という。)に区分するものとする。

(予算及び事業計画)

第 35 条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に理事長が編成し、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 予算は前条第 2 項に規定する会計ごとに区分して編成する。

(予算外の新たな義務負担又は権利の放棄)

第 36 条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようというときは、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても同様とする。

(決算及び実績の報告)

第 37 条 この法人の決算は、毎会計年度終了後 2 か月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後 2 か月以内に、決算及び事業の実績を監事の意見を付して評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

3 収益事業会計の決算上利益金を生じたときは、その一部又は全部を基本財産若しくは運用財産中の積立金に編入し、又は学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第 38 条 この法人は、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に財産目録、貸借対照表及び収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類及び第 8 条第 2 項第三号の監査報告書を各事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(資産総額の変更登記)

第 39 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、毎会計年度終了後 2 か月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第 40 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

第 6 章 解散及び合併

(解 散)

第 41 条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の同意
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の 3 分の 2 以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 新潟県知事の解散命令

- 2 前項第 1 号に掲げる事由による解散にあつては新潟県知事の認可を、同項第 2 号に掲げる事由による解散にあつては新潟県知事の認定を受けなければならない。

(合 併)

第 42 条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て、新潟県知事の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第 43 条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決により選定した国、地方公共団体、学校法人（準学校法人を含む。）又は教育の事業を行う公益法人に帰属する。

第 7 章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第 44 条 この寄附行為の変更をしようとするときは、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決により、新潟県知事の認可を受けなければならない。

- 2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得て、新潟県知事に届け出なければならない。

第 8 章 補 則

(書類及び帳簿の備付)

第 45 条 この法人は、第 38 条第 2 項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を常に整備し、これを各事務所に備えておかななければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- (3) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (4) その他にこの法人及び設置する学校の運営に必要な書類及び帳簿

(法定手続の励行)

第 46 条 この法人（設置する学校を含む。）を管理運営するについて、法令の定めるところにより行うことの必要な申請・届その他の手続きは、事業あるごとに、すみやかにこれを行わなければならない。

(公告の方法)

第 47 条 この法人の公告は、学校法人新潟福祉医療学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第 48 条 この寄附行為の施行についての細則その他、この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。